

領域別研修Ⅲ 実務研修講座 ～定年延長 これからどうなる？～

1. はじめに

2. 公務員の定年年齢引き上げ

(1) 公務員の定年制度

1985（昭和60）年 3 月 31 日 公務員に定年制導入

(2) 定年延長の背景

① 少子高齢化と労働人口の減少

② 年金制度改革

③ 雇用と年金の接続

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）（70歳定年法）

65歳までの雇用機会の確保（義務） 2013（平成25）年 4 月 1 日改正

経過措置の終了 2025（令和 7）年 3 月 31 日

高年齢雇用継続給付の縮小

70歳までの雇用機会の確保（努力義務） 2011（令和 3）年 4 月 1 日改正

(3) 定年延長の延長

2018年 2021（令和 3）年度から 3 年に 1 歳引き上げ 2033年度（令和15）年度65歳
人事院勧告「公務員の定年延長」の意見の具申

2020年 2022（令和 4）年度から 2 年に 1 歳引き上げ 2030（令和12）年度65歳

2021年 2023（令和 5）年度から 2 年に 1 歳引き上げ 2031（令和13）年度65歳

(4) 改正法令等

・ 地方公務員法

・ 定年引上げの実施に向けた質疑応答 総務省自治行政局公務員部公務員課 発出
令和 3 年 8 月 31 日 ～ 第 8 版 令和 4 月 12 月 14 日

・ 職員の定年等に関する条例

・ 職員の再任用に関する条例（廃止）

・ 職員の定年等に関する規則（新設）

・ 職員の再任用に関する規則（廃止）

・ 職員の再任用に関する規則（抄）（新設）

・ 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例

・ 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する取扱要領

・ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則・職員の勤務時間、休暇等に関する条例

・ 職員の給与に関する条例・職員の給与に関する規則

・ 職員の給与に関する条例附則第十七項等の規定による給料に関する規則（新設）
（管理監督職勤務上限年齢調整額だけのため）

・ 福島県職員の退職手当に関する条例

・ 福島県職員の退職手当に関する条例の運用方針

(5) 役職定年

① 特定管理監督職群

② 特例任用

(6) 情報提供・意思確認

① 59歳到達年度に実施

(7) 60歳以降の給与

① 給料月額 7 割措置（100円未満四捨五入）

② 管理監督職勤務上限年齢調整額

(8) 退職手当

① ピーク時特例 = 退職手当の基本額の計算方法の特例

② ピーク時よりも増額される場合 = 支給率が上がる場合、調整額が上がる場合

③ ピーク時よりも減額される場合 = 調整率が下がる場合

退職手当（調整率）の見直しは概ね 5 年ごとに実施、次回は 2026（令和 8）年

(9)関連して

①高年齢求職者給付金 = 雇用保険に加入している65歳以上の人を対象
被保険期間が1年未満で30日、1年以上で50日分を一時金として支給、待機期間7日

②定年勧奨の休止

3. 中高年齢期の多様な働き方

(1)定年前再任用短時間勤務

任期は定年年度まで 養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等も対象

(2)暫定再任用（フルタイム、短時間勤務）

定年延長の外の制度

これまでの再任用度と同様の運用

(3)高齢者部分休業 50歳（51歳到達年度）から定年年度まで取得可能

勤務時間の1/2以内（教育職員は1日2時間以内）で、5分単位

(4)その他

臨時的任用・任期付職員（定数内欠員、産休・育休・病休補充等）

会計年度任用職員（初任研後補充、複式学級・免外補正、ST、SSS、支援員等）

その他

4. 公務員の多様な働き方

(1)育児又は介護を行う職員及び障がいがある職員の早出遅出勤務

7:00～20:00の間で始業及び終業の時刻を設定

（ただし、学校は7:30～18:15の間で設定）

(2)フレックスタイム・・・国家公務員の制度

(3)時差出勤・・・県職員（知事部局職員）の制度

5. 年金制度

(1)保険料

国民年金保険料 60歳まで

厚生年金保険料 70歳まで

(2)受給開始時期

受給開始年齢 65歳

年金受給開始時期の繰り上げ・繰り下げ 2022（令和4）年4月1日改正

繰り上げ 1月あたり0.4%減額 下限60歳（60月） 最大減額率24%

繰り下げ 1月あたり0.7%増額 上限75歳（120月） 最大増額率84%

(3)受給停止

(4)受給額の調べ方

(5)今後の制度改正

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（年金制度改正法）」

2025（令和7）年6月13日成立 2026（令和8）年4月1日施行

6. その他